

日本学生支援機構貸与奨学金満期終了に伴う手続き

貴方は、令和 7 年 3 月 に日本学生支援機構奨学金の貸与が終了しますので、奨学金貸与終了に伴う手続きを案内します。

1. 奨学金返還の流れの確認

奨学金の返還については、「返還のてびきダイジェスト版」の確認のみでなく、以下の URL に掲載されている「返還のてびき」を必ず確認して返還の流れを把握し、各種手続きの詳細を確認してください。また、日本学生支援機構 web サイトに奨学金返還に関する説明動画が掲載されていますので、必ず視聴してください。

- 「返還のてびき」ダウンロードページ

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/henkan/houhou/flow/tebiki.html>

- 「奨学金の返還（動画）」視聴ページ

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/henkan/houhou/flow/movie.html>



2. 「貸与奨学金返還確認票」の記載内容の確認及び変更

- (1) 借入金額・貸与状況等の印字内容について、間違いがないか確認してください。

※この確認票は、令和 6 年 9 月初旬に発行されたものです。それ以降に借入金額等の変更手続きをした場合は、その内容を反映した確認票を後日お渡しします。

- (2) 「人的保証」選択の奨学生は、連帯保証人・保証人にも必ず内容を確認してもらってください。
- (3) 「貸与奨学金返還確認票」は、大切に保管してください。

3. 各種変更手続き

スカラネット・パーソナルで届出するもの以外は、貸与中は学生支援係に提出してください。

	事項	変更内容	届出するもの	提出期限
在 学 中	利率	利率の算定方法の変更 (第二種奨学金のみ) ※1	「第二種奨学金「利率の算定方法」変更届」(様式 11)	令和 6 年 11 月 29 日 (金)
	返還方式	返還方式の変更 (第一種奨学金のみ) ※2、※3	「第一種奨学金 返還方式変更届」(様式 31)	
	人物	連帯保証人・保証人、本人以外の連絡先(機関保証)の人物変更	「連帯保証人・保証人等変更届」(様式 5)	令和 7 年 1 月 10 日 (金)
	氏名	連帯保証人・保証人、本人以外の連絡先(機関保証)の姓の変更		
		本人の姓の変更	「改氏名届」(様式 3)	
住所	本人の現住所の変更 連帯保証人・保証人の住民票住所、本人以外の連絡先(機関保証)の現住所の変更	「住所変更届」(様式 15) ※2019 年度以降採用者でマイナンバー提出済の場合、奨学生本人については届出不要		

貸与終了後	住所 姓 勤務先 電話番号 携帯電話 番号	本人、連帯保証人・保証人、本人以外の連絡先（機関保証）の方の 現住所、姓、勤務先、電話番号、 携帯電話番号の変更	貸与終了後にスカラネット・ パーソナルで変更※4	
-------	--------------------------------------	--	-----------------------------	--

※ 様式 3、様式 5、様式 11、様式 15、様式 31 は本学 web サイトに掲載しています。

金沢大学 TOP>教育・学生支援・学生活動>経済的支援・各種奨学金>奨学金・各種給付・貸付等
<https://www.kanazawa-u.ac.jp/students/economic/scholarship>

※1 第二種奨学金の「利率の算定方法」は、提出期限以降は変更できません。

※2 第一種奨学金の「返還方式」は、提出期限後は、「所得連動返還方式」から「定額返還方式」への変更はできません。

※3 人的保証選択者で返還方式を所得連動方式へ変更する場合、様式 31 ではなく「第一種奨学金返還方式変更届 兼 保証の変更依頼書」を提出する必要がありますので、速やかに学生支援係へ申し出てください。

※4 変更可能時期は、奨学生本人については令和 7 年 3 月中旬以降、連帯保証人・保証人、本人以外の連絡先（機関保証）の方については、令和 7 年 4 月中旬以降です。

4. 口座振替（リレー口座）の加入手続き

- ・原則スカラネット・パーソナルの「各種手続」画面の「2. 振替用口座（リレー口座）登録・変更申込」で、12 月末までに手続きを行ってください。
- ・スカラネット・パーソナルから手続きが行えない場合は、『口座振替（リレー口座）加入申込書』を用いて金融機関窓口で手続きを行ってください。『口座振替（リレー口座）加入申込書』が必要な場合は、学生支援係に申し出てください。
- ・大学院進学、留年、返還免除申請、在学猶予申請予定等に関わらず全員が加入手続きを行ってください。ただし、給付奨学金との併給に伴う調整により貸与額が 0 円で貸与終了となった第一種奨学金については、口座振替（リレー口座）加入手続きは不要です。

5. 返還に関する制度

（1）在学猶予

貸与終了後、引き続き在学する場合（進学や留年等）に、スカラネット・パーソナルから「在学猶予願」を提出することで、在学期間中の返還期限を猶予（先送り）することができる制度です。在学期間中の返還期限の猶予を希望する場合は、令和 7 年 4 月にスカラネット・パーソナルで「在学猶予願」を提出（入力）してください。他大学等へ入学・進学する場合は、入学・進学先の指示に従ってください。

※「在学猶予願」を提出（入力）した後に早期卒業・修了・退学等で在学期間が短くなった場合は、必ず在学中にスカラネット・パーソナルから「在学猶予期間短縮願」を提出してください。

【スカラネット・パーソナル】<https://scholar-ps.sas.jasso.go.jp/mypage/>

※学校番号は「105002」、区分コードは「01」（法学研究科法務専攻のみ「60」）を入力



(2) 「特に優れた業績による返還免除」申請について

大学院において第一種奨学金の貸与を受けた学生であって、貸与期間中に特に優れた業績を挙げた者として日本学生支援機構が認定した場合、奨学金の全部または一部（半額）について返還が免除される制度です。今年（令和6年）度は、令和6年度中に修了・辞退等により貸与が終了した大学院第一種奨学生が対象です。返還免除申請は奨学金貸与終了月が属する年度に申請可能です。大学院の修了年度とは必ずしも一致しませんので、注意してください。

詳細は、令和6年12月下旬～令和7年1月上旬頃に所属先研究科から掲示等でお知らせする予定ですので、必ず確認してください（貸与者数等に応じて各研究科に推薦枠を配分するため、年度によって実施しない研究科があります）。

返還免除を申請する場合でも、口座振替（リレー口座）の加入手続きは必須です。

なお、返還免除の認定結果が判明するまでは、全額繰上返還・一部繰上返還の申請を行わないよう注意してください。

(3) 繰上返還

貸与終了後、奨学金の全額または一部を繰り上げて返還することができます。一部を繰上返還した場合、繰り上げた分の返還期間が短縮されます。

第二種奨学金については、繰上返還した期間の利子がかかりません。ただし、据置期間利息（貸与終了後から返還が始まるまでの期間の利子）がかかります。なお、在学中に全額繰上返還した場合、据置期間利息もかかりません。

なお、繰上返還をする場合でも、口座振替（リレー口座）加入手続きは必須です。未加入の場合、繰上返還は認められません。

原則スカラネット・パーソナル（<https://scholar-ps.sas.jasso.go.jp/mypage/>）から申し込んでください。

●3月貸与修了者が在学中に繰上返還をする場合

申込期間（予定）：令和7年3月1日（土）～3月14日（金）

●卒業・修了後、返還開始の前月までに繰上返還をする場合

申込期間：繰上返還を希望する前月中旬～当月中旬

※申込に際しては日本学生支援機構 web サイトを確認してください。

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/henkan/kuriage/index.html>



(4) 減額返還・返還期限猶予

経済困難、失業、傷病、災害など返還できない事情が生じた場合は、返還月額の減額または返還期限の猶予の制度があります。申請を希望する場合は、「返還のてびき」を確認し、個別に手続きを行ってください。

6. 貸与終了後の各種願出

- ・必ず返還のてびきを熟読し、内容を把握してください。貸与終了後の各種届出は、返還のてびきを参照し、一部を除いてご自身が直接日本学生支援機構とやりとりをすることになります。その際、奨学生番号を記載する必要がありますので、「貸与奨学金返還確認票」は大切に保管してください。

- ・各種情報に変更があった場合は、速やかに日本学生支援機構に連絡し、更新してください。
- ・不明な点は「返還のてびき」や日本学生支援機構 web サイトで確認してください。

(本件担当)

〒920-1192 石川県金沢市角間町

金沢大学学務部学生支援課学生支援係 (角間キャンパス本部棟2階)

Mail : stsien@adm.kanazawa-u.ac.jp (受付時間 平日 9:00~17:00)